

墨田区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月10日

墨田区長 山本亨

墨田区規則第112号

墨田区契約事務規則の一部を改正する規則

墨田区契約事務規則（昭和39年墨田区規則第11号）の一部を次の表のよう改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前				
(随意契約によることができる場合の予定価格の額)	[同左]				
第40条の2 施行令第167条の2第1項 第1号の規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) 財産の買入れ <u>150万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80万円</u> (4) 財産の売払い <u>50万円</u> (5) [略] (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u> (前金払)	第40条の2 [同左] (1) [略] (2) 財産の買入れ <u>80万円</u> (3) 物件の借入れ <u>40万円</u> (4) 財産の売払い <u>30万円</u> (5) [略] (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>50万円</u> [同左]				
第47条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る同法第2条第1項に規定する公共工事については、当該契約の相手方に對し、契約金額の3割（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第1項に規定する土木建築に関する工事については4割）を超えない範囲内で、次に定める額を限度として、前金払をすることができる。 (1) 地方自治法施行規則附則第3条第1項に規定する土木建築に関する工事 <u>8億円</u> (2) [略] 2・3 [略]	第47条 [同左] (1) 地方自治法施行規則附則第3条第1項に規定する土木建築に関する工事 <u>4億円</u> (2) [略] 2・3 [略]				
別表	別表				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>委任する事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1件の予定価格又は単価契約における発注予定金額が<u>600,000円未満</u>の物品の調達に関する契約の締結に關すること。</td> </tr> </tbody> </table>	委任する事務の範囲	1 1件の予定価格又は単価契約における発注予定金額が <u>600,000円未満</u> の物品の調達に関する契約の締結に關すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委任する事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1件の予定価格又は単価契約における発注予定金額が<u>300,000円未満</u>の物品の調達に関する契約の締結に關すること。</td> </tr> </tbody> </table>	委任する事務の範囲	1 1件の予定価格又は単価契約における発注予定金額が <u>300,000円未満</u> の物品の調達に関する契約の締結に關すること。
委任する事務の範囲					
1 1件の予定価格又は単価契約における発注予定金額が <u>600,000円未満</u> の物品の調達に関する契約の締結に關すること。					
委任する事務の範囲					
1 1件の予定価格又は単価契約における発注予定金額が <u>300,000円未満</u> の物品の調達に関する契約の締結に關すること。					

<p>2 1件の予定価格又は単価契約における発注予定金額が<u>600,000円</u>未満の印刷製本に関する契約の締結に関すること。</p> <p>3 1件の予定価格が<u>600,000円</u>未満の<u>修繕及び法定点検</u>に関する契約の締結に関すること。</p> <p>4 1件の予定価格又は単価契約における発注予定金額が<u>600,000円</u>未満の次に掲げる借上げ等に関する契約（墨田区長期継続契約とする契約を定める条例（平成18年墨田区条例第9号）第2条に規定する契約を除く。）の締結に関すること。</p> <p>(1) 物件の借上げ（6の項に規定する契約を除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 業務の委託等</p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>物件の借上げに係る契約の契約期間満了後に、当該物件と同一の物件又はその一部を引き続き借り上げる契約の締結に関すること。</u></p>	<p>2 1件の予定価格又は単価契約における発注予定金額が<u>300,000円</u>未満の印刷製本に関する契約の締結に関すること。</p> <p>3 1件の予定価格が<u>300,000円</u>未満の次に掲げる修繕等に関する契約の締結に関すること。</p> <p>(1) <u>自転車、自動車等の修繕及び法定点検</u></p> <p>(2) <u>テレビ、ラジオ等備品類の修繕</u></p> <p>4 1件の予定価格又は単価契約における発注予定金額が<u>300,000円</u>未満の次に掲げる借上げ等に関する契約（墨田区長期継続契約とする契約を定める条例（平成18年墨田区条例第9号）第2条に規定する契約を除く。）の締結に関すること。</p> <p>(1) 物件の借上げ</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 業務等の委託</p> <p>5 [略]</p> <p>[新設]</p>
--	--

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日以後に締結する契約から適用する。